

多賀城市監査委員告示第19号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市水道事業管理者から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年11月1日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

- 1 監査対象部署
上水道部
- 2 監査結果の報告日
平成30年7月26日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
平成30年8月16日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成30年6月25日
- 3 監査対象部署 管理課
- 4 措置内容

番号	区分	監査結果内容	措置状況
1	指摘	東京都区内への日帰り出張に係る旅費について、日当の支給額を3,300円としていた。「職員等の旅費支給運用基準」に基づくと、東京都区内への日帰り出張の場合の日当額は、職員等の旅費に関する条例に規定されている日当2,200円に加算日当3,300円を加えた5,500円となる。	「職員等の旅費支給運用基準」に規定している日当額の不足分を7月5日に支給しております。また、事務処理の運用において、旅費計算時に行程表及び支給額を計算した書類を添付し確認をするなど見直しをしております。
2	指導	平成29年度多賀城市上水道部広報誌印刷業務契約について、検査結果報告書が作成されていない。多賀城市上水道部契約規程第34条第3項の規定に基づき、検査報告書を作成し管理者に報告された。	当該印刷業務委託について、検査報告書を作成し報告しました。